

令和 8 年度 吹田市障害児施設等整備補助 審査基準

審査項目		No	評価基準・視点等		配点
事務局による確認	Ⅰ 応募条件等				
	整備用地	1	建設用地の確保が確実であると認められること		－
	役員構成等の適否	2	役員構成等が適切であるか。 ・理事が6名以上であること（NPOは3名以上） ・理事の親族等特殊関係者が理事の総数の3分の1を超えて含まれていないこと（ただし、理事の親族等特殊関係者の上限は3人） ・理事の中に学識経験者又は地域の福祉関係者がいること（NPOは規定なし） ・2名以上の監事を置いていること（NPOは1名以上） ・理事の員数を超える評議員を置いていること		

◆1 医療的ケアとは、(1)レスピレーター(人工呼吸)管理 (2)気管内挿管、気管切開 (3)鼻咽喉頭エアウェイ (4)O2吸入 (5)吸引 (6)ネブライザー使用 (7)IVH (8)経管(経鼻・胃ろうを含む)(9)腸ろう・腸管栄養 (10)持続注入ポンプ使用(腸ろう・腸管栄養時) (11)継続した透析(腹膜灌流を含む) (12)定期導尿 (13)人工肛門 (14)皮下注射(インスリン等含む)及び持続皮下注射ポンプの使用 (15)血糖測定 (16)痙攣時における座薬挿入、吸引及び酸素投与等の処置を指す。 小計 160点

令和 8 年度 吹田市障害児施設等整備補助 審査基準

審査項目		No	評価基準・視点等	配点
書類 審査・ プレゼン 審査	VI 加算要件（補助金の加算を算定する場合のみ）			
	訓練事業等整備加算又は大規模訓練設備等整備加算を算定する場合	24	施設と一体的に整備され、かつ、施設に固定されるもの、及び整備することにより施設の設計に影響を及ぼすものに当てはまるか。	20
		25	整備を行うことにより、障がい児の発達支援の強化、生活能力の維持・向上を図ることや職員の就労環境の改善につながるか。	
	避難スペース整備加算を算定する場合	26	災害時に福祉避難所の役割を果たす意思があるか。	20
		27	障がい児等30人程度が長期的に避難生活が可能なスペースとなっているか。	

加算を取らない場合 合計 160点
訓練事業等整備加算又は大規模訓練設備等整備加算と避難スペース整備加算のいずれかを取る場合 合計 180点
訓練事業等整備加算又は大規模訓練設備等整備加算と避難スペース整備加算の両方を取る場合 合計 200点
※ 審査の際は、合計得点に対する得点率で順位をつける。

別表【I】

ア	建築基準法に基づく耐震基準に満たない施設等の耐震化整備（耐震化のための改築、老朽化による改築等）を行うもの
イ	災害による停電時に電源確保の必要性が高い施設において非常用自家発電設備の整備を行うもの
ウ	災害による断水時に、飲料水・生活用水の確保の必要性が高い施設において給水設備の整備を行うもの
エ	洪水浸水想定区域（水防法第十四条）等危険区域に所在する施設の安全を確保する観点から、入所施設において水害対策のための大規模修繕や移転改築等の整備を図るもの
オ	安全性に問題のある組積造又はコンクリートブロック造の塀（以下「ブロック塀等」という。）の改修整備を行うもの
カ	国土強靱化地域計画に位置づけられている整備を行うもの
キ	平成25年12月消防法施行令等の一部改正により、スプリンクラー設備及び自動火災報知設備の設置基準が見直されたことに伴う整備を図るもの
ク	アスベストの除去等の整備を図るもの
ケ	利用者に対するサービス提供にとどまらず、特に過疎、山村、離島、半島等においては、広く地域に開かれた在宅福祉の推進拠点としての機能を果たすもの
コ	障害児施設等においては、児童発達支援センターの地域支援機能の強化や障害児入所施設の小規模グループによる療育など、発達障害を含む障害児支援の充実を図るもの
サ	障害児施設等においては、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成29年3月31日厚生労働省告示第116号。以下「基本方針」という。）を踏まえ、重症心身障害児及び医療的ケア児が、身近な地域で支援を受けられるように障害児通所支援の充実を図るもの
シ	文教施設等の利用も含めて各種施設の合築、併設を行うものや、中心市街地等の利用しやすい場所に整備を図るなど、土地の有効活用を図るもの
ス	利用者の精神的なゆとりと安らぎのある生活環境づくりや、資源循環型社会の構築に寄与していくため、施設の木造化、内装等への木材の利用や木製品の利用等その積極的な活用を行うもの